

もしも、労働災害が発生したら

労働者の方へ

労働者が労働災害により負傷した場合などには、休業補償給付などの労災保険給付の請求を労働基準監督署長あて行ってください。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっています。

労災保険を請求するには、労働基準監督署へ各種請求書を提出することにより、労働基準監督署において必要な調査を行い、各種保険給付（療養、休業、障害、遺族、介護、二次健診等）が受けられます。（療養の一部は医療機関経由）

事業者の方へ

労働災害が発生した場合、当該事業主は、労働基準法により補償責任を負わねばなりません。

しかし、労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます（ただし、労災により労働者が休業する際の休業1～3日目の休業補償は、労災保険から給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接労働者に支払う必要があります）。したがって、労災保険に加入していない場合は、労働基準法上の補償責任を負うことになります。

労働災害により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

相談先一覧

まずは、お近くの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

山口労働局労災補償課	083-995-0374	下関労働基準監督署	083-237-2167
宇部労働基準監督署	0836-48-0090	徳山労働基準監督署	0834-21-1788
下松労働基準監督署	0833-41-1780	岩国労働基準監督署	0827-24-1133
山口労働基準監督署	083-600-0362	萩労働基準監督署	0838-22-0750

労災保険に関するご相談に応じます！

働く方も、事業主の方も、お気軽にお電話ください。

労働保険
適用・徴収

労災保険相談ダイヤル



ろ う さ い
0570-006031

受付時間：月～金 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話等、一部の電話からはご利用になれません。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省